

実施計画（平成19年度～21年度）

サポート・ファミリーズ、市町村、関係機関等と県民局で犯罪被害者支援検討委員会（仮称）立ち上げ、以下の事業について検討を行います。

1 地域の実情に応じた取り組みの推進

犯罪被害者等の現状、ニーズ等について理解を深め、地域の実情に応じた支援や窓口間の連携等について検討を行います。さらに関係各機関においては、検討委員会での議論を踏まえ、犯罪被害者等の思いが反映された具体的取り組みにつなげていきます。

2 「命を語り継ぐ講演会」の実施

犯罪によって、家族を奪われた遺族の方等を講師に招き、講演会を実施します。講師の体験談を聞くことで、生命の大切さを学び、犯罪のない地域づくりを目指します。



- ・対象：青少年及びその保護者、
青少年育成団体関係者等
- ・回数：年間10回程度

3 自助グループの立ち上げ準備

犯罪被害者遺族や交通死遺族、自死遺族などの孤立感や精神的な苦痛を和らげるため、サポート・ファミリーズによる「遺族相談」を毎月1回程度開催し、遺族の方と支援者との「つながり」を構築し、自助グループの立ち上げにつなげていきます。

成果・効果

- ・犯罪被害者等への理解が進み、犯罪被害者等の人権と平穏な生活が守られるようになります。

- ・ 命の大切さを講演を通じて学んだ人たちが犯罪のない社会の担い手となり、犯罪のない安全・安心な地域づくりが促進されます。
- ・ 遺族同士、あるいは遺族と支援者との「つながり」が広がることで遺族の方の孤立感、不安の緩和を図ります。

※ 犯罪被害者等とは

犯罪被害者等基本法第二条第二項で、「この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう」と定められています。